

金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（12月24日）

『会計情報』編集部

金融庁は、2024年12月24日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

1. 改正の概要

(1) 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等について

本件については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要の改正が行われている。

(2) 「財務諸表等規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）について

ASBJが2024年9月13日までに公表した会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準とする。

2024年9月13日公表

- 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」
- 企業会計基準第35号「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正
- 企業会計基準第36号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その2）

2. 施行日

公布の日から施行する。

意見募集期間は2025年1月24日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁](#)

以上